

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年六月十四日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年十月四日奈良県指令建第一一二―九九号

令和六年四月十九日奈良県指令建第一一二―九九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年六月五日建第一〇三―七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年六月五日建第五九―三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市緑ヶ丘二一五八番四の一部、二一六六番一、二一六六番二の一部、二一六六番三、二一六六番五、二一六六番六、二一六六番七、二一六六番八、二一六六番九、二一六六番一〇、二一六六番一一、二一六六番一二、二一六六番一三、二一六六番一四、二一六七番五及び二一六八番二の一部並びに西菜畑町二一六〇番一、二一六〇番三、二一六〇番四、二一六〇番五、二一六〇番六及び二一六〇番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府寝屋川市池田三丁目九番一九号

協進土地開発 代表 山形強志

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市緑ヶ丘二一五八番四の一部、二一六六番二の一部、二一六六番三の一部、二一六六番一二、二一六六番一三、二一六六番一四及び二一六七番五並びに西菜畑町二一六〇番七

下水道 生駒市緑ヶ丘二一六六番二、二一六六番三、二一六六番一四、二一六七番

五及び二一六八番二並びに西菜畑町二一六〇番七の各一部

水路 生駒市緑ヶ丘二一六六番三の一部及び二一六六番七

一 許可番号

令和六年一月十五日奈良県指令建第一一二―六五号

令和六年三月七日奈良県指令建第一一二―六五―一号

令和六年五月十四日奈良県指令建第一一二―六五―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年六月五日建第一〇三一八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年六月五日建第五九一四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市勾田町二三〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府守口市南寺方東通二丁目一番一号

株式会社フロンティア都市開発 代表取締役 河内春輝

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市勾田町二三〇番一の一部

水路 天理市勾田町二三〇番一の一部

一 許可番号

令和六年三月十五日奈良県指令建第一一二―一六四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年六月六日建第一〇三一九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字小阪一五九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小林町五二八番地二二 Arcare 一〇一号

吉田直弘